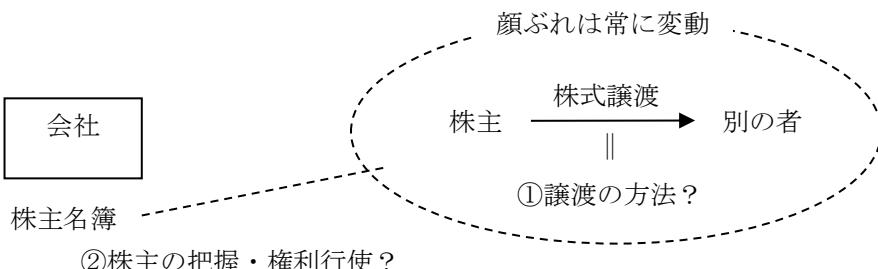


3. 株式の譲渡方法

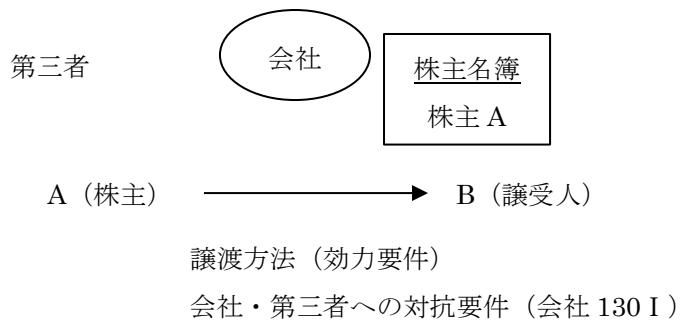
3-1. 譲渡方法の原則

(1) 株式の譲渡と権利行使



	3-1(2) : 株券不発行 (振替株式以外)	3-2 : 株券発行会社	3-3 : 振替株式
譲渡方法 (効力要件)	当事者の合意	株券の交付 (会社 128 I)	増加の記載 (社債株式振替 140)
第三者への対抗	名義書換え (会社 130 I)	株券の交付	増加の記載
会社への対抗	名義書換え (会社 130 I)	名義書換え (会社 130 II)	名義書換え (社債株式振替 161 III) ただし少数株主権等 =個別株主通知 (社債株式振替 154)
名義書換手続	株式取得者から名義書 換請求 [共同請求] (会社 133 II)	株式取得者から名義書 換請求 [株券を提示し て単独請求] (会社 133 II、 会社則 22 II ①)	総株主通知を受けて名 義書換え (社債株式振替 152)
権利推定	—	株券の占有 (会社 131 I)	口座の記載 (社債株式振替 143)
善意取得	—	株券の交付を受けた者 (会社 131 II)	振替申請による増加の 記載を受けた加入者 (社債株式振替 144) 超過記載の処理 (社債株式振替 145)

(2)譲渡方法の原則



名義書換請求 (会社 133 I)

=共同請求が原則 (同 II。例外=会社則 22 I) ——理由

共同請求の実際——名義書換請求書に双方の記名・捺印 (届出印)

(3)株主名簿記載事項証明書

株主名簿記載事項を記載した書面 (株主名簿記載事項証明書) の交付等の請求
(会社 122。社債株式振替 161 I も参照)

3-2. 株券発行会社

(1) 株券による株式の譲渡

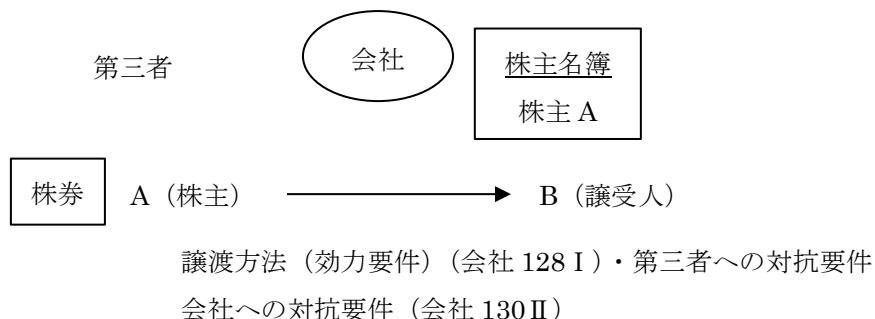
定款の定め（会社 214）——株券発行会社（会社 117VII 参照）

* 有価証券（株券のほかに、約束手形など）

= 権利を表章した証券であり、その権利の移転・行使に当該証券を必要とするもの

株券の記載事項（会社 216）：株券発行会社の商号、当該株券に係る株式の数 etc.

株券が発行されている場合の株式の譲渡



名義書換請求（会社 133 I）——単独で株券提示（同 II、会社則 22 II①）

← 株券占有者の権利推定（会社 131 I）

権利推定と会社の免責 [テキスト 3 章 3 節 3(2)]

株券占有者は権利を適法に有するものと推定（会社 131 I）
→請求者が真の権利者でないことを証明しない限り名義書換えを拒絶できず
→株券の提示に応じて名義書換えをすれば、その者が真の権利者でなくとも、悪意・重過失がないかぎり会社は免責される（無権利者に権利行使を認めたことは違法にならず）【株主名簿の免責的効力ともいわれる】
=ここで悪意・重過失は証明方法についての悪意・重過失（無権利者であることを証明できるにもかかわらず故意または重大な過失によりそれを怠ること）

(2) 株券の発行時期・不所持の申出

発行時期の原則（会社 215 I）——非公開会社（同IV）

不所持の申出（会社 217）

(3) 善意取得（会社 131 II）

株券の交付を受けた者は、悪意・重過失がない限り、当該株券に係る株式についての権利を取得

←権利推定（会社 131 I）

(4) 株券喪失登録 [テキスト 3 章 3 節 3(6)]

株券喪失の場合（紛失、滅失、盗難）=譲渡不能、善意取得のおそれ

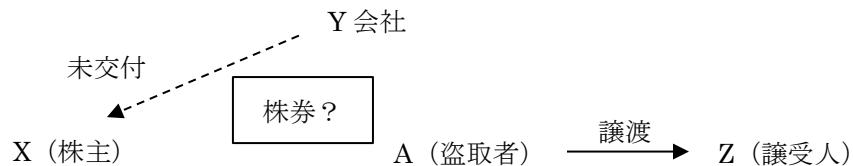
→株券喪失登録制度 ((会社 221~233)) =喪失した株券を無効に

(5) 株券についての解釈問題

(a) 株券の成立時期

事例 3-a 株券の成立時期 [テキスト Case3-3]

Xは、Y会社の発起人の一人として、一定数の設立時発行株式を引き受け、Y会社の設立に伴い同社の株主となった。そこでY会社は、Xの株式に係る株券を作成し、X宛に郵送したが、郵送中にAにより盗取されてしまった。AはY会社の株主であると偽って、この株券を善意・無重過失のZに譲渡した。

**最判昭 40・11・16 民集 19-8-1970**

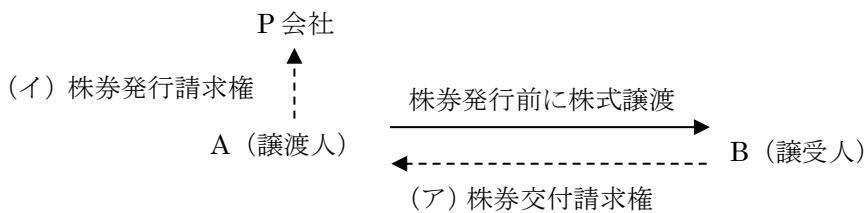
「商法二二六条〔会社 215〕……にいう株券の発行とは、会社が商法二二五条〔会社 216〕所定の形式を具備した文書を株主に交付することをいい、株主に交付したとき初めて該文書が株券となるものと解すべきである。したがつて、たとえ会社が前記文書を作成しても、これを株主に交付しない間は、株券たる効力を有しないこというまでもない……。」

かつては反対説（株券の流通を保護）も有力 but 現在の状況（3-3 参照）

(b) 株券発行前の株式の譲渡（会社 128 II）

事例 3-b 株券発行前の株式の譲渡

P 会社（株券発行会社であり非公開会社）は A に株式を発行したが、これについて株券を発行していなかった。A は前記の株式を株券を交付せずに B に譲渡した。①この株式の譲渡は A・B 間では有効か。②この株式の譲渡は P 会社との関係では無効だが、B が P 会社から株券を直接交付してもらう方法はないか。

**最判令 6・4・19 民集 78-2-267**

「株券の発行前にした株券発行会社の株式の譲渡は、譲渡当事者間においては、当該株式に係る株券の交付がないことをもってその効力が否定されることはないと解するのが相当である。……株券発行会社の株式の譲受人は、株券の発行前に株式を譲り受けたとしても、当該株式に係る株券の交付を受けない限り、株券発行会社に対して株主として権利行使することができないから（会社法 128 条 2 項）、当該株式を譲り受けた目的を実現するため、譲渡人に対して当該株式に係る株券の交付を請求することができる」と解される。そうすると、株券発行会社の株式の譲受人は、譲渡人に対する株券交付請求権を保全する必要があるときは、民法 423 条 1 項本文……により、譲渡人の株券発行会社に対する株券発行請求権を代位行使することができ……株券発行会社に対し、株券の交付を直接自己に対してすることを求めることができるというべきであ〔る〕……。」

→当事者間（A・B 間）の効力、債権者代位

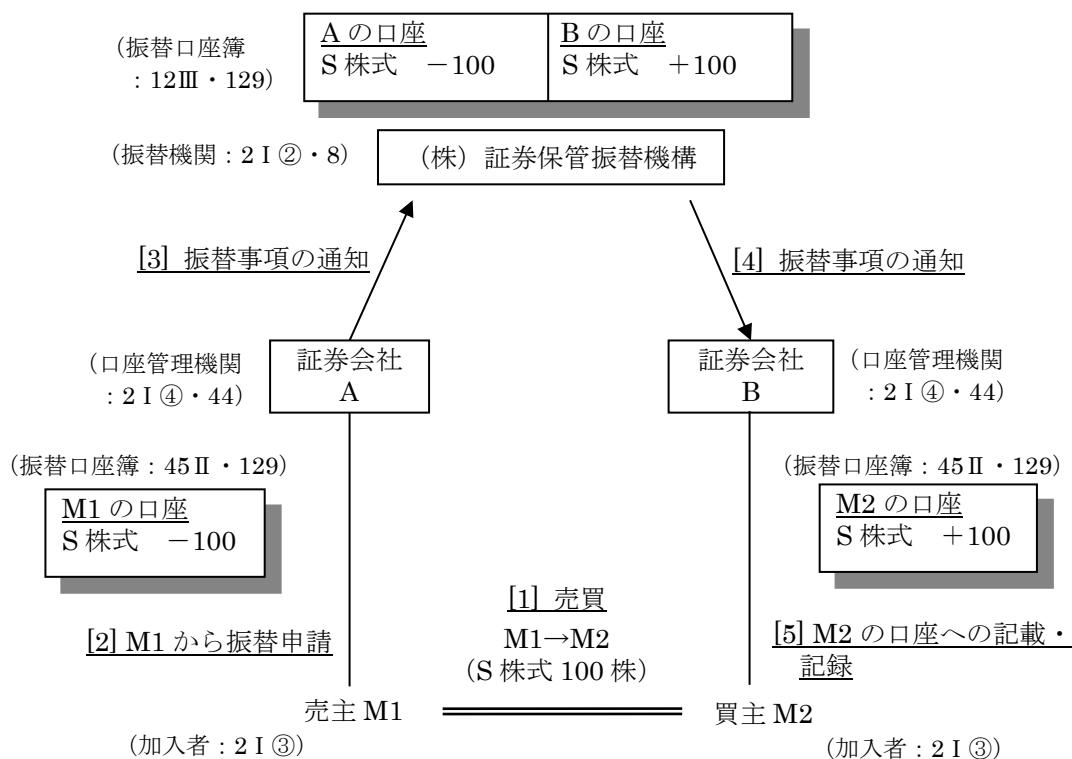
(c) 株券発行の不当遅延**最大判昭和 47・11・8 民集 26-9-1489**

3-3. 振替株式

(1) 株式の振替制度

上場会社の株式＝振替株式（株式の譲渡を口座の振替で行う）

振替株式のルール＝社債、株式等の振替に関する法律（振替法）



* () 内の引用条文は振替法の条文

* [2]～[5]の手続は、振替法 132

* [2]～[4]の申請・通知に伴い、各口座に順次記載・記録

振替株式の譲渡の効力要件＝譲受人の口座への増加の記載（社債株式振替 140）

権利推定・善意取得（社債株式振替 143・144）

(2)ペーパーレス化

株券のデメリット——発行・保管費用、紛失・盗難のおそれ（→善意取得の可能性）

→なぜそもそも株券が考案された？

有価証券制度とペーパーレス化

- ・有価証券制度＝権利を紙に結合させる制度
- ・コンピュータもない時代には最も合理的な制度（法律関係の処理が簡明に、権利の譲渡が容易に、権利の譲受人の保護）
- ・技術の発展により紙を使わなくとも同様の目的を達成できるようになり、紙の有価証券の利用は減少（上場会社について株券廃止、2026年度末までに手形・小切手廃止の予定）
- ・紙が廃止された後も法ルールは有価証券についてのルールをベースに（振替株式について権利推定・善意取得など）